

相馬市大野台第7仮設住宅自治会 ふれあい懇談会 (第8回)

開催日 平成 27 年 3 月 13 日
19 時 00 分から

開催地 相馬市大野台第7仮設住宅自治会集会所
参加者 15名

【質疑】

質問1： 小高の住宅は賃貸なのか、それとも払い下げなのか。

回答1： 東町は、戸建てで希望があれば払い下げしますが、強制ではありませんので、賃貸でも可能です。

質問2： アンケートで、小高に戻る人は何人いるのか。

回答2： 現在、集計中で、今月中には結果が出ますので、広報紙などで周知します。

質問3： 除染について、小谷地区に仮置き場を作ったら、最初に除染して金房小学校に埋めたものを一番先に運ぶと環境省が言っていたが、本当に運んだのか。

回答3： 完成したら、一番先に運ぶと環境省から確認していますが、小谷地区の仮置き場は5ヘクタールありますので、一斉に使うことはできません。置く場所を作りながら運ぶことになっています。また、大きな橋を架ける作業もしていますので、改めて環境省に話をします。

質問4： 放射能の影響で心配な方の地下水をボーリングすることは説明で分かったが、雑菌が入ってしまったものは対象外になるのか。また、その検査はやってもらえるのか。

回答4： 市で実施するのは、条件はありますが、給水区域以外の浅井戸で放射能が心配な方について申し込みがあった方に対し井戸を掘って、後で無償譲渡します。検査の件については、担当からお知らせします。

質問5： この仮設に、いつまで居られるのか。

回答 5 : 相馬市では、縮小すると発表しています。28年4月からの3ヶ月間は給食を続けますが、その後やめると言っています。相馬市の担当職員が回るのもやめると言っていますので、管理する人に管理費をお支払いしながら見回ってくれるようにと考えています。住居が再建できない方に対し、出て行っていただくことは考えていません。

質問 6 : 南相馬市と相馬市のやりとりをしている窓口は、南相馬市ではどこの課でやっているのか。相馬市は、職員が定期的に来て相談などやっているが、南相馬市はやっていないため、情報が全く入ってこない。空いている仮設住宅に作業員が入るなど、仮設住宅の集約は今後どうなるのか。

回答 6 : 県は、空いている仮設住宅に作業員を入れることはしないと言っています。実施する場合は、ひとつの団地が全て空いた場合、県が国から買い上げて、県の所有にしてから県と企業が契約して入ることになります。南相馬市の仮設の集約については、27年度に集約の時期や集約の方法を検討していく段階となっていますので、いつまで大野台を残すかについては、27年度に方向性を決めることになっています。

質問 7 : 固定資産税について、小高区の財産とこちらに移転した場合の財産について、3年間の軽減措置などあると思うが、それが終了したら全て課税されるのか。

回答 7 : 小高区が解除になって、こちらで生活するようになれば、家屋や土地の評価に対して課税されます。

質問 8 : 国保税の資産割は、移転元と移転先の両方が課税対象になるのか。

回答 8 : 南相馬市内の資産で算出します。

質問 9 : 国保税などの免除は住所地で決まると思うが、いつまで住所を置くことができるのか。

回答 9 : 南相馬市に住所を置くことは、大丈夫です。

質問 10 : 水は補償してくれるのか。

回答 10 : 条件はありますが、小高に戻って住む方のために、市の所有にして井戸を掘ります。10年経ったら無償譲渡となります。

質問 1 1 : 農地除染について、ほ場整備絡みでやると聞いているが、どうしてもほ場整備でやらなければならないのか。また、本当に作付できるのか。

回答 1 1 : 地権者と話をしながら進めています。また、作る方も復興組合を作って実施しています。

質問 1 2 : 災害公営住宅に応募し、当選したので原町に行くことになったが、公営住宅に移った後、電力の補償はもらえなくなるのか。

回答 1 2 : そのようなことはありません。